

2022年度環境活動団体助成・協働事業募集要項

公益財団法人おかやま環境ネットワーク

1. 目的：岡山県内で環境保全活動を行っている団体に資金の面から援助することにより、環境問題の解決に寄与します。また、おかやま環境ネットワークとの協働事業の提案を募集し相乗効果が期待できる事業化を図ります。
2. 募集対象：目的に添ったいずれかの分野で意欲のある取り組みをしている団体であれば応募できます(当財団の会員に限定していませんが、入会をお願いします)。ただし、申請は1団体1件とします。小・中・高等学校のクラブ活動等の場合は教師が申請することとします。当財団以外に助成の申請をしている場合、又は助成が決まっている場合は、その助成内容が重複しない範囲とします。
 - ①将来的に発展性のある活動を対象とします。
 - ②広く公開され、広報に努めていること。また、活動の成果が広く県民に普及し、県民の環境意識の向上につながり、環境保全・環境創造につながるもの。
3. 助成の対象となる活動：①調査研究、②おかやま環境ネットワークとの協働事業、③その他
4. 助成の対象となる実施期間：2022年4月1日～2023年2月28日
5. 助成対象の費用項目と使用明細例
 - ①器具備品費：目的の達成に必要な器具、備品、書籍等（ただし、汎用性のあるものは対象外）
※汎用性ありとみなすもの：パソコン及びその周辺機器、カメラ、携帯電話、草刈り機等
 - ②物品資材購入費：目的の達成のために用いる各種材料、部品、薬品、文具類等
※上記汎用品の使用に伴う消耗品（例：プリンターのインク）は、助成対象。
 - ③賃借料：会場借料、機械などのリース及びレンタル料等
※会場料の設定がない施設や車両等を使用する場合（例：料金設定が公開されていない施設、個人宅）は、助成対象外。
 - ④印刷費：報告書、チラシ作成等にかかわる印刷費（コピー代含む）等
 - ⑤通信交通費：宅急便等の送料、切手等の郵便料金
※電話代は対象外。
 - ⑥旅費交通費：調査や活動等のための移動費用等
※レンタカーのリース料、レンタカー及びマイカー使用時の燃料費・高速代は助成対象。
 - ⑦謝金：外部講師・専門家などへの謝金（講師等の移動交通費含む）
※講師等への謝金（源泉徴収税額含む）は、単価と人数を記入してください。
※助成申請団体の構成員による講師への支払は対象外。
※助成申請団体の構成員でない場合でも、報告書作成等を含む作業への謝礼（労働対価）は対象外。
※講師等への謝礼に対する税務署への源泉徴収税等の対応は、申請団体で確実に実施して下さい。
 - ⑧行事保険料：企画開催時の参加者を含む一般的な行事保険料
※行事保険でも、個人損害賠償（追加保障設定）は対象外。
※団体構成会員のボランティア保険料は対象外。
 - ⑨新型コロナ対応費：調査や活動等のための感染防止グッズ等購入費
 - ⑩各費用項目間の助成金の流用（例：レンタル料→謝金）は、認めません。
6. 助成額：1件あたりの助成額は、調査研究分野と協働事業提案は20万円、それ以外は10万円を上限とします。審査の結果、申請額から減額等する場合があります。
7. 募集期間：2021年11月1日～2022年01月31日午後5時必着
※締切日以降、申請書の修正はできませんので、早めにご相談・ご提出ください。
※応募書類に不備（必要事項の未記入）があった場合、受付できませんので、早めにご提出ください。
8. 応募方法：「助成事業・協働事業要望書」と「団体紹介表」に必要事項を入力の上、Eメールで送信ください。フォーマットは、ホームページから入手できます。
※協働事業の申請は、要望書提出後、別途内容の聞き取り確認をさせていただきます。
※「要望書」等への記入（支出明細含む）でご不明な点等があれば、事務局にメールでお早めにご相談ください。締め切り後の支出明細等の変更は申し受けません。
9. 助成の決定とその後の手続：選考は目的に沿った活動を重視し、必要性、将来性のある具体的な計画案であることを検討します。助成部会の審査を経て、2022年2月開催予定の理事会で助成の可否及び助成額を決定し、支払明細の申請費用項目ごとの助成上限額等を含む選考結果を送付します。なお、部会審査の過程で生じた疑問点は、質問や追加の情報提供を求めることがあります。

決定通知を受けた団体は、同時に送付する「申請書」と「誓約書」を事務局に提出してください。助成金は「申請書」と「誓約書」が提出された後、2022年5月にオルガ（岡山市北区奉還町1-7-7）で開催予定の前年度の『助成活動報告会』（参加は必須要件）参加後に、申請団体指定の銀行口座に振り込みます（それ以前の助成金交付希望がありましたら、事務局にメールでご相談ください）。

10. 活動報告など

①助成を受けた全団体は助成活動終了後、「終了報告の手続き」に沿って「活動実績報告書」と「会計報告書」並びに「成果物」を提出し、『助成活動報告会』（2023年5月開催予定）に出席し事業の成果を報告してください（必須要件）。助成終了後に活動がその後どのようなになっているのかを、当財団より聞き取りを行う場合もあります。

②「活動実績報告書」と「会計報告書」は、2023年2月28日（火）までに、メールで提出して下さい。

③「会計報告書」に付随する「領収書添付用紙」は、2023年3月3日（金）までに郵送して下さい。

④「領収書添付用紙」には、必ず領収書の原本を添付してください（コピー等は不可）。原本が添付されない場合、未執行額として返金していただきます。物品等の購入でレシート発行された場合、そのまま添付してください。

※申請団体の収支報告用に助成総額の受領が必要な場合は、事務局にご相談下さい。「助成額証明書」を発行させていただきます（年度末の会計報告書提出後）。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響で、2022年度実施予定であった助成金の支出が一切執行できなかった場合、年度末に「助成金支出なし」として助成金全額を返金されるか、翌年度同じ内容での助成活動計画として取り組むかを、事務局に2022年1月31日（月）までにメールで報告して下さい。その時点で報告がない場合、助成金全額を返金されるものとみなし対応致します。

なお、新型コロナ感染拡大の影響で、一部のみの計画実施・助成執行となった場合は、未執行額として返金していただきます。その場合も、「活動実績報告書」と「会計報告書」の提出は必要です。

⑤助成期間終了時に、費用項目ごとに支出額が助成額を下回った場合には未執行額（手数料は当財団負担）を、申請とは異なる事業計画への支出が確認された場合、他団体からの助成申請と同じ費用項目に対する使用が確認された場合、期限までに報告書類の提出がない場合には全額（手数料は申請団体負担）を、当財団指定口座への振込みにて返金していただきます。

⑥『助成活動報告会』で発表する追加資料（調査や活動内容の写真・図表等を含むパワーポイントも可）は、2023年4月14日（金）までに、メールで提出して下さい。追加資料がなければ、「活動実績報告書」もしくは当日ご持参の紙媒体等で報告していただきます。

⑦成果物は、『助成活動報告会』までに提出して下さい。『助成活動報告会』までに完成しない場合は、完成期日を事務局に報告して下さい。

⑧成果物及び報告書は広く当財団のホームページ等で広報します。

以上